

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第24号
事故等種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成27年3月15日 17時05分ごろ
発生場所	長崎県西海市寺島南東方沖 長崎県大島大橋橋梁灯（C1灯）から真方位187° 1,700m 付近 （概位 北緯33° 01.33′ 東経129° 38.40′）
事故等調査の経過	平成27年3月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート シーガル、1.7トン
船舶番号、船舶所有者等	292-46676長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、寺島南東方沖において、主機を停止して錨泊し、魚群探知機を作動させて釣りを始めた。 本船は、平成27年3月15日17時05分ごろ、船長が、機関を始動しようとしたが、始動できなかった。 本船は、船長が救助を要請し、来援した長崎県水難救済会所属の船舶にえい航されて定係地に戻った。 本船は、バッテリーを充電したところ、機関を始動できた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約3m/s 海象：波高 約0.5m
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、寺島南東方沖において錨泊中、船長が機関を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたことから、機関を始動することができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 本船は、機関を停止した状態で魚群探知機を作動させていたことから、バッテリーが過放電した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、寺島南東方沖において錨泊中、船長が機関を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたため、機関を始動することができなくなったことにより発生したものと考えられ

	る。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 機関を停止した状態で魚群探知機等の電気を使用する際、バッテリーの過放電に備え、予備のバッテリーを準備しておくことが望ましい。</li></ul>